

大分市環境保全活動支援機材等貸出要領を次のように定める。

平成25年 7月26日

大分市長 釘 宮 磐

大分市環境保全活動支援機材等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市で活動する環境保全活動団体等を支援するため、その活動に必要な機材等（以下「機材等」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 機材等の貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 大分市環境保全活動団体登録制度に登録した団体
- (2) 市内のこどもエコクラブ
- (3) その他市長が必要と認めた者

(貸出機材等)

第3条 貸出しをする機材等は、別表のとおりとする。

(貸出しの申請)

第4条 機材等の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを希望する日の3ヶ月前から7日前までに大分市環境保全活動支援機材等貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、貸出しを決定し、大分市環境保全活動支援機材等貸出決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(貸出期間)

第6条 機材等の貸出期間は、原則7日以内とする。

(貸出料)

第7条 機材等の貸出料は、無料とする。

(使用者の遵守事項)

第8条 第5条の規定により貸出しの決定を受けた者(以下「使用者」という。)

は、機材等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本市の市域内で行われる環境保全活動において使用すること。
- (2) 機材等を営利、宗教又は政治活動目的に使用しないこと。
- (3) 機材等の譲渡、処分又は転貸をしないこと。
- (4) 機材等は、適正な方法で管理し、及び使用すること。
- (5) 機材等に異常が発生した場合は、速やかに市長に連絡し、その指示に従うこと。

(貸出しの取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの決定を取り消すとともに、機材等の返却を命ずることができる。

- (1) 使用者が、この要領の規定又は貸出しに際して付した条件に違反したとき。
- (2) 使用者が、偽りその他の不正行為により機材等の貸出しを受けたとき。
- (3) 機材等が故障その他の理由により使用することができない状態になったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が機材等を貸し出すことが適当でないことを認めるとき。

(返却)

第10条 使用者は、貸出期間が満了したとき、又は前条の規定により返却を

命じられたときは、速やかに機材等を返却しなければならない。

2 使用者は、機材等を返却しようとするときは、大分市環境保全活動支援機材等利用報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用者から機材等の返却があったときは、点検を行い、損傷等の不備がないか確認しなければならない。

（損害賠償等）

第11条 使用者は、機材等を亡失し、又は損傷したときは、直ちに大分市環境保全活動支援機材等亡失・損傷届出書（様式第4号）により市長に報告し、機材等の亡失又は損傷が使用者の責めに帰すべき事由による場合は、使用者がその損害を賠償するものとする。

（貸出記録簿の整備）

第12条 市長は、機材等の貸出しの状況を明らかにするために、貸出記録簿を作成し、整備しておかななければならない。

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか、機材等の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月7日から施行する。

別表（第3条関係）

大分市環境保全活動支援機材等

No.	品名
1	ノート型パソコン
2	プロジェクター
3	スクリーン（大 縦2.7m 横3.6m）
4	スクリーン（小 縦1.8m 横2m）
5	ワイヤレスメガホン・ワイヤレスマイクロホン
6	CO ₂ 削減量計算電卓
7	生物調査道具
8	その他環境教育に係る物品